

連絡先

▶ 京都木材規格材の入手方法、認定事業体の登録方法など

■ 一般社団法人京都府木材組合連合会
TEL : 075-802-2991 FAX : 075-811-2593

▶ 京都木材規格(制度)の改善提案など

■ 京都府産木材利用推進協議会
E-mail : info@kyomokuren.or.jp



京都木材規格

Kyoto Timber Standard

節の等級区分

並

長径が木口の長辺の70%以下であること。



小節

20mm(生き節以外の節にあっては、10mm) 以下であって、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあっては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、8個)以内であること。

上小節

節の長径が10mm(生き節以外の節にあっては、5mm) 以下であって、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあっては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、6個)以内であること。

無節

節が無いこと



※ 材面の色合いは節の等級区分とは関係ありません



本冊子は京都府産木材利用推進協議会が定める「京都木材規格 基準」による等級区分を解説したものです。



京都木材規格（KTS: Kyoto Timber Standard）とは

京都産木材※の品質・性能を測定し表示することで、京都の木材製品を消費者のみならず幅広く利用していただくための規格です。一般社団法人京都府木材組合連合会によって認定を受けた事業者が、京都木材規格によって定められた方法で木材製品の性能を測定し表示を行います。京都木材規格によって性能が測定・表示された木材製品をKTS材と呼びます。

※京都産木材とは、京都府が実施する「京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO2認証制度）」で認証された木材製品と、京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ杉木認証制度）」で認証された木材製品のことを指します。

京都木材規格が適用される製品

1. 造作用製材

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするもの。

2. 構造用製材

製材のうち、針葉樹を材料とし人工乾燥処理を施したものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするもの。

※京都産木材であることが前提です。

※1、2に定めのない京都産木材製品の品質・性能表示については、製材の日本農林規格の基準に準じます。



京都木材規格によって表示される品質と性能

京都木材規格では、消費者のみならずの要求に応じて、以下の品質基準を測定・表示します。



1

含水率

施す乾燥処理によって表示方法が異なります。また、人工乾燥処理を施したものではありません。いずれも製材の日本農林規格の含水率基準に準じています。

人工乾燥処理を施したものの

■ 造作用製材

区分		基準 (表示値以下)
仕上げ材	SD18と表示するもの	18%
未仕上げ材	D18と表示するもの	18%

■ 構造用製材

区分		基準 (表示値以下)
仕上げ材	SD20と表示するもの	20%
未仕上げ材	D20と表示するもの	20%
	D25と表示するもの	25%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

天然乾燥処理を施したものの（造作用製材）

天然乾燥処理を施した旨を表示するものにあつては、含水率が30%以下であること。

2

寸法

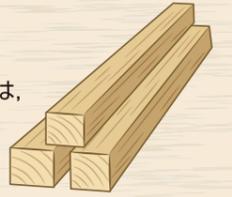
製材の日本農林規格の寸法基準に準じています。構造用製材の場合は、「機械等級区分構造用製材」の寸法基準に該当します。

3

材面の品質

造作用製材（構造用製材にも表示可）

材面の節の数等に応じて「無節」、「上小節」、「小節」、「並」の4区分の表示を行います。4区分の基準については、製材の日本農林規格（造作用製材）の規格に準じています。また、必要に応じて京都市が実施する「みやこ杉木認証制度」における「京一等」の基準に基づいた表示を行うことができます。



区分	基準					
	無節	上小節	小節	並		
節	表紙・裏表紙に記載					
丸身	ないこと。	同左	同左	同左		
腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。	同左	同左	軽微であること。		
割れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
		材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの		0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの		0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり（幅そりを含む。）又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左	
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左	
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左	

4

曲げ性能

構造用製材（造作用製材は表示対象外）

グレーディングマシンによって木材に対して曲げ荷重を負荷したときのたわみにくさを示す「ヤング係数」を測定し、この数値に基づいて等級を表示します。表示方法は、製材の日本農林規格における機械等級区分製材の規格に準じています。

等級	曲げヤング係数（GPa又は10 ³ N/mm ² ）	
E 50	3.9 以上	5.9 未満
E 70	5.9 以上	7.8 未満
E 90	7.8 以上	9.8 未満
E 110	9.8 以上	11.8 未満
E 130	11.8 以上	13.7 未満
E 150	13.7 以上	